

社 福 第 4 9 6 号  
令和 5 年 1 0 月 2 5 日

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



令和 6 年度福祉施策等に関する要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和 5 年 1 0 月 1 9 日付け宮社協発第 6 3 5 号で要望のあったこのことについては、下記のとおりです。

今後とも、本県の福祉行政の推進について、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 地域共生社会の実現に向けた市町村社協の体制整備への支援について

地域共生社会の実現に向けた機運醸成のため、貴会と共同で設立した「宮城県地域共生社会推進会議」において、県内市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた支援を行っておりますが、県では、これらの取組に加え、今年 5 月に開催した市町村福祉担当課長会議において事業実施の検討を促したほか、市町村を個別に訪問し、意見交換や助言を実施しております。

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法において任意事業と位置付けられておりますが、市町村の努力義務である包括的な支援体制の構築に当たり、重要な事業と認識しており、今後とも早期の実施に向けた支援や働きかけを行ってまいります。

また、実施に当たっては、支援を必要とする人と地域で活動する団体・関係機関などを結びつける、コミュニティソーシャルワーカーとしての福祉活動専門員の活動は重要なものと認識しており、県では、県内各地に配置が進むよう、今後も人材育成研修を開催していくとともに、引き続き、市町村に対して体制整備に係る助言を行ってまいります。

2 生活福祉資金貸付事業に係る安定的な相談支援体制整備について

令和 5 年度予算において、民生委員の活動費に対する補助については、前年度より増額となっているところですが、事務費への補助については、県予算の削減が求められた影響により、前年度に比べ減額となっております。

物価高騰等の影響により、生活困窮者が引き続き厳しい状況に立たされている中、資金の貸付とともに必要な相談支援を行い、生活困窮者等の自立の促進を図る生活福祉資

金貸付事業は、重要な役割を果たしているものと認識しておりますことから、不足額等を精査の上、必要に応じて、他事業補助額との調整の実施などによる予算確保を検討してまいります。

### 3 日常生活自立支援事業実施における財源確保について

平成27年度に国庫補助基準額が改正されて以降、本県においては事業費が基準額を超過する状況が続いており、毎年度個別協議により国に予算措置を依頼しているところです。

今後も、貴会における新たな運営体制の整備に向けた取組の進捗について、国とも情報共有を図りながら、本事業に必要な予算が確保できるよう、国への協議を継続してまいります。

### 4 災害発生時におけるNPOや技術系ボランティアの活動支援及び活動調整を行う災害中間支援組織の整備等について

災害が激甚化・頻発化する中、国においては、行政と社会福祉協議会、NPO等の災害中間支援組織の三者連携による被災者支援の取組強化を目的として、今年度から「官民連携による被災者支援体制整備事業」を開始したところであり、現在は、官民連携による活動実績がある8県を対象としてモデル事業を実施し、行政・民間団体等とのネットワーク強化や中間支援組織の役割強化等を行っているところです。

今後、上記モデル事業実施団体の報告会の開催が予定されていることから、当該報告会の内容も参考に、貴会の御協力をいただきながら、県の防災担当部署とも連携して、当県における災害中間支援組織の体制整備手法及び国の事業の活用等を検討してまいります。

### 5 福祉・介護人材確保のための処遇改善について

福祉・介護人材の処遇改善加算については、県内の対象事業所のうち高齢者施設で9割以上、障害福祉施設で8割以上が取得しており、加算額の全額が介護職員の処遇改善に活かされております。また、特定処遇改善加算は、介護職員以外の職員の処遇改善にも充てることができ、令和3年4月には、法人の裁量でより柔軟に介護職員間で配分できるよう基準が改められました。さらに、令和4年10月の臨時報酬改定では、ベースアップ等支援加算が創設されたところです。

県としては、福祉・介護人材の処遇改善は重要な課題と認識しており、国に対し、加算等を含む介護報酬の体系を検証し、人材が確保できる報酬となるよう求めてきたほか、福祉・介護ニーズに対応できる人材の安定的な確保ができるよう、加算対象サービスや職種の拡大を要望してきたところですが、より使いやすい制度となるよう、引き続き国に要望してまいります。

あわせて、法人や事業所において、処遇改善加算の制度や仕組みへの理解を深め、処遇改善加算を活用した介護人材確保や育成ができるよう加算取得促進に係るセミナー開催や訪問等による専門家派遣を実施し、引き続き事業者支援を行ってまいります。

## 6 各種団体からの要望等

これらについては、庁内関係各課室において、施策遂行上の課題として真摯に受け止め、国の法令及び制度の改定状況や本県の財政状況等を勘案しながら、対応を検討してまいります。

担当：社会福祉課地域福祉推進班

tel：022-211-2519

fax：022-211-2594

e-mail：syahukc@pref.miyagi.lg.jp